

論

説

フランスの中道政治と民主主義（二）

大石明夫

目次

- 一 問題の所在
- 二 中道政治の再生過程
 - (1) 二極分化構造から準四極構造へ
 - (2) 準四極構造から中道政治へ（以上、三〇巻二号）
- 三 中道政治の思想性

- (1) 人権価値の称揚
(2) 共和主義への回帰（以上、本号）

四 中道政治と民主主義

むすび

説

三 中道政治の思想性

論

前節では、第五共和制下におけるフランス政治システムの一元的構造から中道政治の再生に至る過程を概観したが、本節では、こうした中道政治の再生過程にあって、それを観念的に支え、あるいはイデオロギー的に正当化しようとした思想的契機について簡単に触れておきたい。既述のとおり、フランス政治の中道化現象が、何よりも一九八一年選挙によって政権を掌握した社会党の、その後における政策の大転換、より根本的には同党による「階級戦線」戦略の放棄と、ひいては社会主義政党としての社会党の自己否定によってもたらされた結果であつたとするならば、この中道化現象に内在する思想的契機を社会党あるいは、より広くフランスの非共産党左翼・知識人がおかれた思想状況に即して考察することも、あながち的外れではあるまい。

さて、一九八〇年代後半における社会党の思想状況について、たとえば政治学者のポルテリは、「社会党が直面せざるをえないきわめて深刻な問題の一つに、それが拠りどころとするべきイデオロギー・システムの欠陥がある。一

九七〇年代の綱領と理論（一九八一年のミッテランによる一一〇項目の提言は、それらの最終的焼き直しである）の事実上の放棄後には、一九八四年から一九九〇年に至る時期、社会党にあっていかなる自己批判の省察も、刷新への試みもなされなかつた⁽¹⁾（括弧内――原文）と述べ、この時期における社会党の思想的混迷と停滞とを厳しく批判している。しかし、それにもかかわらず、なおそこに何らかの思想性を見いだそうとするならば、その考察に貴重な手がかりを与えてくれるのはジュリヤールの前掲論文「中道への歩み」における次の指摘、すなわち「われわれは、ここ数年間に左翼の重大な思想上の転換を経験したばかりである。人権の哲学が資本主義に対する社会的批判にとって代わり、慈善が正義に交替し、立身出世の理想が連帯のそれを打ち負かし、コンセンサスの探究が階級闘争の実践の後に続き、そして最後に、古びた共和主義のイデオロギーが、これも年老いた社会主義のイデオロギーに復讐する」⁽²⁾というのが、それである。つまり、ジュリヤールは、ここで共産党・極左を除くフランス左翼の思想上の転換を示す五つの指標をあげているわけであるが、このうち、社会主義との関連において、とくに注目したいのは、その第一と第五の指標、すなわち、まず資本主義批判に代置される人権の哲学であり、次ぎにイデオロギーとしての社会主義に対する共和主義の復讐と表現されたものである。前者は、いいかえれば資本主義体制の容認を前提としつつ、体制を超越する普遍的価値としての人権を称揚し、後者は、社会党政権下における社会主義の事実上の放棄に伴ない、それに代わるものとして共和主義への回帰を志向するものといえよう。そこで以下のところでは、中道政治の再生過程に内在する思想的契機として両者をとりあげ、それぞれの意味と問題点を探つてみることにする。

（1）人権価値の称揚

ここでいう人権 *droits de l'homme* が大革命の勃発当初、一七八九年八月二六日に憲法制定議会によつて採択さ

れた「人および市民の権利宣言」、とりわけ、その第一条と第二条に規定された、自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する人間の消滅することのない自然的諸権利を意味するものであることはいうまでもない。そして、フュレが前掲論文「統一されたフランス：」において、「この社会にあって最も人気があり、最も異論の余地がない、最も普遍的な政治的スローガン、それは人権である。このスローガンは、今世紀末になって新たな活力を取り戻したのである。⁽³⁾（傍点——原文二重括弧）と述べたのは、大革命二百周年を翌年に控えた一九八八年であるが、その大革命二百周年を記念する祝典のテーマとされたのが他ならぬ、この「人権宣言」であった。⁽⁴⁾

ジュリヤールの指摘によれば、こうした人権理念の復活は、すでに一九七〇年代半ばに遡るものとされ、一九七四年から七六年にかけてのソルジエニツィン『収容所群島』仏語版の出版、七五年のクメール・ルージュによるプノンペン住民の絶滅、ベトナム戦争におけるアメリカ軍の敗退などを背景として、同じ年に開催された、パリのサン＝ジェルマン＝デ＝プレにおける東欧反体制派支援のための知識人による示威集会を、その起点とするものとされてい⁽⁵⁾る。その後、たとえば一九八〇年一月には、ソ連反体制派の象徴的人物ともいいうべきサハロフ博士に対する国家権力の露骨な一連の迫害があり、また、同年九月にも、ポーランドにおいて自主管理労組「連帯」が結成されるなど、人権価値の再評価を迫る国際的気運が急速に高まつたが、フランス国内にあっても前述のとおり、一九八三年以降、極右国民戦線FNが各種選挙に高い得票率をあげ、FNによってアラブ系移民労働者に対する隔離・排除が声高に叫ばれる状況の下で、人種差別に反対し、人権擁護の旗印を掲げた「SOSラシステム」運動が青年層を基盤として拡大していったのも、そうした気運の一環をなすものであつたといえよう。⁽⁶⁾

ところで、この「SOSラシステム」運動が始まったのは一九八四年であるが、この年はまた、これも既述したとおり、社会党のモーロア首相の辞任後、党内右派を代表するテクノクラート、ファビウスの新内閣が共産党閣僚を除外

して成立した年でもあり、それは、社会党政権下における社会主義の放棄と、社会党の中道化を決定的にしたことを意味していたのである。そして、この事実を念頭におけば、フュレが先に引用した箇所に続けて述べた以下の記述は、当をえたものと思われる。すなわち「人権の再生の歴史は、とりわけ若い世代、ボート・ピープルとSOSラシスムの世代を経由したものである。青年は思想の砂漠の中に生き生きとした何物かを感じることができ、また、かれらは選挙民でもありうるという理由から、非共産党左翼は、その動機の良し悪しは別にして青年層に接近した。こうして社会党は、青年層を通じて一七八九年の遺産と同時に、人権の理念をも直接、これを自らの遺産とすることにより、この理念を回収した」（傍点——原文二重括弧）というのがそれであるが、さらにもう一点、この記述に、先に指摘した事実を重ね合わせることによって、そこから推測されることは、一九八四年に事実上、社会主義を放棄して中道化した社会党が、青年層を通じて回収した人権の理念を、この社会党の大転換を思想的に正当化するイデオロギーとして、あるいは、社会主義を放棄した後の同党のイデオロギー的空白を埋め合わせる手段として利用するため、大革命の遺産とされる人権の理念を自らの遺産として継承し、これに依拠しようとしたのではないか、という点である。

さて、そこで、右に述べた推測が全くの見当違いではないとするならば、そこから当然、次の問題が提起されるだろう。すなわち、それは、大革命に際し、近代国家の形成時における指導理念とされた人権宣言の諸観念、その抽象的・普遍的諸権利を、そのまま二百年後の現代フランスに適用すること、まして、これを社会主義に代わるべき政治理念ないしは、少なくとも社会党の新たな政策原理とすることが、どのような意味をもち、また、実際にそれが可能か、どうかの問題である。しかし、それは本稿の範囲を遥かに超える問題であり、ここでは、これに関連すると思われる問題点のいくつかを断片的にとりあげるにとどめたい。⁽⁸⁾

まず、先にも触れたとおり、一九七〇年代半ばを起點として復活したとされる人権の理念を大革命の遺産とする点

については、おそらく異論の余地はあるまい。しかし、社会党が、これを自らの遺産と称して継承することに対しても、大いに疑問があるといわざるをえない。なぜなら、一九六〇年代後半から八〇年代初頭に至るまで、社会党は、

その真意は別にして少なくとも言辞上は、かの社共「共同政府綱領」に象徴されるとおり、基本的にマルクス主義を共産党と共有すること——ブリュネのいわゆる社会党の「左傾化 *gauchisation* とマルクス主義化 *marxisation*」——

によつて左翼統一戦略を推進したのであるが、そのマルクス主義が一九世紀以来、一貫して批判の対象としたのは抽象的・普遍的原理としての人権あるいは、より一般的に形式的・権利とされたものの非現実性であり、そのブルジョア的欺瞞性に他ならなかつたからである。⁽¹⁰⁾ それゆえ、マルクス主義から一転して人権価値の称揚へ向かつた社会党の思想的・イデオロギー的急変には、たとえそれがソヴェト全体主義の告発や、ルペン現象下の人種差別などに触発されたものであつたにせよ、社会党の悪しき伝統とでもいうべき便宜主義的・機会主義的無原則性を感知せざるをえないのであり、それはまた、ポルテリによつて批判された、社会党の「イデオロギー的他者依存性」*dépendance idéologique* を露呈したものといえよう。⁽¹¹⁾

ただし、これに関連して想起されるのは、一九三五年に出版された、ある百科全書のために当時、社会党SFIOの指導的地位にあり、理論的にも、その主流をなしていたレオン・ブルム L. Blum が執筆した「人権宣言」についての解説である。テクストの性質上、そこではブルム自身の見解が明確に述べられているわけではないが、かれの社会主義が基本的には、マルクス主義とは峻別される民主主義的社会主義あるいは、それと同義語としての社会的民主主義の観点から、大革命の遺産としての人権宣言と、その諸原則を継承しようとするものであつたことは、たとえば、この解説中の次の二節からも明白である。「……民主主義的社会主義は、人権宣言が構想した政治社会と、産業資本主義の進化が定着させた経済社会との間の根本的矛盾を告発するであろう。それは、政治的民主主義が完全に、また、

現実に適用されうるためには、いかなる変革が経済の領域においてなされるべきかを探究するであろう。…中略…これを要するに政治的民主主義は、それが社会的民主主義として完成されない限り、未完成で無力な状態にとどまるのではないかろうか?⁽¹²⁾。したがって、これは検証を要する单なる憶測に過ぎないが、フランスの社会党は、一九二〇年のトゥール大会を契機として共産党と分裂して以後、少なくとも一九三六年にブルムの人民戦線内閣が成立する時点までは、人権宣言の遺産を継承しつつ、共産主義および急進⁽¹³⁾共和主義の両者と一線を画する社会的民主主義に、そのイデオロギー的アイデンティティを見いだそうとしていたのではないか、と思われる。

しかし、それはさておき、本題に戻つて次にとりあげたいのは、抽象的・普遍的原理としての人権の理念が現実に適用される場合、それは、どのように機能し、また、どのような結果をもたらすであろうか、の問題である。この点について、まず注目されるのは、「実際、今日では万事、あたかも人権の観念が、新しい諸条件の下で社会主義や共産主義の観念にとって代わり、それらと比肩しうる何かあるもの、すなわち、平等のダイナミックをわれわれの公共生活に伝達するかのように進行している」(傍点——引用者)⁽¹⁴⁾とするフュレの指摘である。ところが、一七八九年の人権宣言によれば、平等の観念は、権利における平等(第一条)あるいは、法の前の平等(第六条)を意味するものとされるにとどまり、その第二条に規定された、消滅することのない自然的諸権利(自由・所有・安全・圧制への抵抗)には含まれていない。つまり、これを一七九三年憲法の人権宣言⁽¹⁴⁾と比較すれば明白であるが、一七八九年の人権宣言にあっては、平等の権利は、消滅することのない自然的諸権利の下位に位置づけられていたのである。しかし、それにもかかわらず、先に引用したフュレの指摘にあるとおり、人権の観念によって公共生活に伝達されたものが、何よりも平等のダイナミックであったとするならば、そこには、フランスの社会党・非共産党左翼が社会主義に代えて人権のイデオロギーに依拠する場合、自由・所有・安全といった自然的諸権利に対して平等の権利を優先させよう

とする、何らかの政治的意図が作用していたのではないか。ただし、その場合にあっても、平等の観念あるいは、フュレのいわゆる平等のダイナミックは、かれによれば「……社会的諸関係の現実的な状況との関連において、権利の普遍性という形式的な、それゆえに欺瞞的な性質を批判するところに、その主眼をおくるものではなく、逆に、それは、民主主義社会の要請 *devoir-être* に内在する抽象的諸原理の一環をなすものとして、国民の枠を越え、いわんや *a fortiori* 法律上 *de jure* または事実上 *de facto* フランスに生活する非フランス人も含めて、すべての人びとのために民主主義社会に対して平等の福利を要求する」⁽¹⁵⁾（傍点——引用者）ものとされていたのである。

さて、右の引用文中にあるとおり、抽象的・普遍的原理としての人権の理念が、国民の枠を越えて、社会生活を営むすべての個人に対し、平等に適用されるべき至高の価値基準であるとするならば、それによって国家と法、さらにには、それらを成り立たしめる基盤としての「国民」といった諸観念も大きく変容せざるをえないだろう。この点についてフュレは、まず「國家と、その法律は、もはや人間解放の願望に救世主的責任を負うのでは毛頭なく、それらは今後、それを尊重することによってのみ、それらに正当性が付与されるところの人類普遍の憲章に対して、これに従属する立場におかれることになる」⁽¹⁶⁾と述べ、さらに続けて国民の観念についても、おそらく、大革命以後のフランスに根強く底流し、最近ではゴーリスクに顕著に示された偉大なフランス国民の観念を念頭に置きながら、国家と法に関する「……」⁽¹⁷⁾とした考え方は、国民 nation についての伝統的観念の終末と無関係ではない。かりに国民が実際、ものはや独自の、模範的なものではなく、また、それが、そのようなものとして普遍的な使命と切り離し難く結びつくものでなくなつたとするならば、…中略…それは、世界のあらゆる政府、あらゆる国民 peoples と同じく絶対至上の命令に服従しなければならない。それは、自らの国境の内部に居住する人びとに對して、人間生活の人間らしさを保障する個別的な、さまざま態様の一つでしかない」⁽¹⁸⁾と述べている。

こうして人権の理念は、フュレによれば、国境や国籍を越えた人類普遍の価値を強調することにより、フランス国民に固有の歴史的ヴィジョンとか、社会生活における国民価値の優越性といった諸観念を掘り崩していくのであるが、それは、いうまでもなく、人権の理念によって社会生活の基本とされるものが普遍的権利の主体としての個人であり、それゆえに個人はすべて、自己自身に対する主権者として自由であり、かつ、平等な個人であると想定されるからに他ならない。とはいっても、人権の理念に内在する、こうした主権的個人、さらには、主権的個人の自由・平等といった抽象的諸観念が、実際にフランスの政治社会に具現されるためには、これもフュレが指摘したとおり⁽¹⁸⁾、すでに大革命以前に貴族制の長い歴史をもち、大革命以後にあっても長期間、反革命勢力が残存する一方、他方では多様な形態をとる社会主義からの批判が相次いだ事実からして、また、現に今日でも、たとえば「人権の普遍性についての更新され、繰り返され、遍在する宣言と符合するかのように北アフリカの移民労働者に敵対し、かれらの権利に对抗して自分たちの権利を要求する極右の發展がみられる」（傍点——原文イタリック）⁽¹⁹⁾という事実からしても、それが多大の困難を伴わざるをえないことは用意に推察されるところである。⁽²⁰⁾そこで以下、こうした観点から、中道化したフランスの左翼が社会主義に代えて人権のイデオロギーに依拠しようとする場合、予想される問題点について若干、触れておきたい。

まず、ここで確認しておきたいのは、既述のとおり、フランスの左翼が人権の理念を自らのイデオロギーとしたのは、何よりも普遍的人権の主体としての個人に平等の権利を承認し、これを強調して他の自然的諸権利に優先させることによってであったという点である。そして、このようにフランス左翼による人権理念のイデオロギー化が、普遍的個人の平等性を強調することによるものであつたとするならば、その場合、その個人は、すべて社会を構成する一単位としての個人に他ならず、したがって、個人はまた、すべて他者と同一のものとみなされているのである。しか

しながら、他面において、これはブルムが前掲「解説」に述べていることであるが、一七八九年の人権宣言には、個人と、その固有の権利を基礎とし、集団の権力 *pouvoir collectif* に個人を対立させ、この権力に対して、個人の独立という侵し難い資質を擁護しようとするロマン主義的要素が含まれており、こうしたロマン主義的個人は、同じく人権宣言によって指定された社会的アトム、社会の一構成単位としての平等な個人とは全く別のものである。⁽²¹⁾ そもそもロマン主義とは、ブルムによれば「……スコラ学者が個体化の原理 *principium individuationis* と名付けたもの、すなわち、すべての人格に特異の、還元されえない、完全にオリジナルな残基 *résidu* を追求するものである。それゆえにロマン主義にとって、森の中に同じ一枚の葉が存在しないのと同様に、世界には全く同じ二人の個人は存在しない」⁽²²⁾。ブルムは、こう述べた後、個人の特異性あるいは、その希少性を追求するロマン主義が個人の淘汰とエリートの培養を肯定し、ひいては、人間存在の類別化と階層化を再建することによって貴族主義を温存する結果になったとして、これを批判したが、それはさておき、ここで注目したいのは、「ロマン主義は、平等のドグマに立脚する人権宣言の個人主義に、反平等主義的個人主義を対置する」⁽²³⁾ というブルムの指摘である。つまり、この指摘から判明することは、人権宣言の個人主義には、既述のとおり、個人を社会の一構成単位としてとらえ、他者と同一のものとみなす平等主義的側面と、個人をその特異性あるいは、その独自性においてとらえるロマン主義的側面があり、したがって、個人は、その両義性において、すなわち、その同一性と独自性との相矛盾する両側面からとらえる必要があるということである。この意味において、人権のイデオロギーが強調する普遍的個人の同一性は、実在する個人の一面のみをとりあげ、他の側面を見落したものといわざるをえない。

ところで個人を、その同一性と独自性との両側面からとらえることは、いいかえれば人権のイデオロギーを、何らかの具体的な政治活動の指針として現実に適用することを意味すると思われるが、実際には、それが容易ではなく、

フランスの中道政治と民主主義(二)

むしろ危険性を伴うものですからることについては、次に引用するフュレの指摘にあるとおりである。すなわち「人権は、そのメッセージがかつてなかつた程にまで漠然としたものになつてゐるだけ、いつそう政治活動にとつて代わぬ」とができなくなつてゐる。實際、人権の名において、その代弁者たちは平等の権利を要求しながら、同時に差異 difference への権利をも主張する。それは人間の平等を、その具体的な裏面、すなわち歴史的に形成された各個人、各集団の特殊性とダブらせることであり、そうすることによつて、かれらは、民主主義の觀念をさらに矮小化し、あるいは、むしろこれを扱い易いものにしようとしている。だが残念ながら、この裏面はまた反対物でもある。…中略… 差異は、文化的相対主義が普遍的教説と両立し難いのと同じく、平等とは容易に両立し難いものである。この両極間の緊張は、民主主義とは、そしてまた、個人主義的であると同時に平等主義的でもある社会といった想像上の產物とは切り離しえず、人権の名をもつてするいかなる呪文も、それを緩和することができない」(傍点——引用者)。

さて、このように人権のイデオロギーを政治活動の指針として具体化し、現実に適用することの困難性については、これをまた、別の観点からも指摘することができるだろう。知られるとおり、一七八九年の人権宣言と、それを前文として制定された一七九一年憲法は、原理的には、旧体制下にあつて「社團」的に編成されたフランス国家構造を解体し、新たに国民主権原則にもとづく國家・社会の再編成をめざしたものであり、それによつて身分制秩序から解放された個人が、はじめて普遍的権利=人権の主体として位置づけられると共に、それまで身分制秩序下にあつて多様な中間諸団体に包摂され、ある面では、それらの庇護の下におかれていた個人が直接、集権的国家権力=主権と対峙するという事態が生まれたのである。ここで再びブルムの前掲「解説」を援用するならば、「人権宣言は、個人を國家に敵対させるのではなく、個人を国家に對面させる。それは、絶対的なものとされた権力に對して個人の諸権利——私的・市民的・政治的諸権利——の總体を対置し、それを侵害することが禁止される限界を画することによつて、

個人に役立てようとした。人権宣言に続く、その後の政治的諸体制下にあって論議され、今もなお論議されているのは、この境界線 *tracé de frontière* の問題である⁽²⁷⁾。そして、この境界線は、ブルムによれば、国家権力と個人に共通するものであり、それは、人権宣言が権力と個人との間に、ある種の緩衝装置としての仲介者 *intermédiaire* の存在を排除したことを意味するのである。こうして「権力と個人は互いに相接し、互いに限界を画するものとなる。ものはや両者の間には何物も介在しない。人権宣言と、すべての革命的実践によって提起された政治・社会の問題は、もはや二つの与件のみを内包するに過ぎない。すなわち、それは国家もしくは集権的権力と個人のそれである」⁽²⁸⁾。たしかに、ここでブルムが述べているとおり、人権宣言は、旧体制下のフランスにおける「社団」的国家編成を解体し、原理的には、一方において身分制秩序から解放された、普遍的人権の主体としての近代的個人を析出するとともに、他方において国民主権原理にもどづく集権的国家権力を創出し、これを個人に対置する近代国家の一極構造を明確に示した点に、その意義を認めるべきであろう。

しかし、それにもかかわらず、これもブルムが指摘していることであるが、実際には、大革命によつて中間的諸団体・諸制度が排除された後のフランスにあつて、国家権力と個人が直接、相対峙することになった結果、その事実そのものによつて優位を占めるに至つたのは権力の側であり、個人ではなかつた。すなわち、かれによれば「……権力は過度の集中化に向かい、個人は行政客体 *《administré》* と化していった。…中略…集権化された権力が個人の権利を侵害しようとする場合、その権利が個人の名において明白に主張されたものであつても、集権化された権力と、孤立した個人とのいざれがもつとも強力であるかは経験が示すとおりである」⁽²⁹⁾。とはいえ、こうした事態の到来は、ある意味では当然の結果であつたかも知れない。なぜなら、人権宣言が予定する普遍的個人主義の理念は、元来、国家権力に対する近代的個人の独立（権力からの自由）の観念とは直接、結びつくものではなく、むしろ、歴史的にはフュ

レの指摘にもあるとおり、逆に「貴族制への依存関係の廃虚のあとに近代的個人が登場するためには、解放の強力な手段としての市場経済が必要であったし、また、同時に近代国家——それは、はじめ君主制国家であり、次いで民主制国家となつたが——の出現を必要としていた」⁽³⁰⁾からである。かれによれば、この近代国家を経由することによって、はじめて「自由であり、かつ平等な人間の共同体」⁽³¹⁾が生きる」ことができたのであるが、ここで注目したいのは、かれが、それに続けて述べている以下⁽³²⁾の指摘、すなわち「現代世界において、かなり至るところに見られるように、権利の弁証法 dialectique des droits は、政治的自由を奪われた諸国民における解放のための梃子であるばかりでなく、政治的自由をもつ諸国民にあっては、その弁証法はまた、國家権力の拡張をもたらした。国家は既得の権利の唯一の保証人であり、新たな権利をめぐって交渉し、それを実際に行使するための唯一の温床 foyer となつてゐる。この國家権力の拡張に対して、それを受容しうる限界は、これも政治論議の対象となるのであり、原則の中には書き込まれていない」（傍点——引用者）というのがそれである。

つまり、そこでは、すでに政治的自由を獲得した、たとえばフランスといった国にあっては、フュレのいわゆる「権利の弁証法」が作用して、国家権力に対する諸個人の権利の主張と、国家権力によるその容認が結果的には、集権的国家権力のより以上の拡張と、諸個人のそれへの依存傾向の増大をもたらすのではないか、また、こうした傾向に対していくかに対処すべきか、国家権力の拡張に対する限界は、これを具体的にどこにおくべきか、などといった諸問題が提起されること、そして、これら諸問題には原則、それはいうまでもなく人権の理念を意味するのであるが、この人権の理念をもつてしては、いかなる解答も見出しえないのでないか、との疑問が提示されているのである。⁽³³⁾それは、あるいは先に述べたブルムの問題、すなわち集権化された国家権力と、これに直接、相対峙することになつた個人の諸権利との境界線をどこに引くべきかの問題——ただし、ブルムの場合とは歴史的に異なる問題背景の下に

ではあるが——にも繋がるのかも知れないが、フュレがここで指摘するとおり、人権の理念、したがつてまた、フランスの左翼が依拠する人権のイデオロギーは、それが何らかの形で具体化された政治活動のための指針ないしは政策として提示されない限り、それ自体としては、こうした問題に対する解答とはなりえないのではないか。

(2) 共和主義への回帰

『フランスにおける共和主義の理念』(一九八一年)の著者C・ニコレによれば、「共和国 République は、用語それ自身において制度化された一つの現実であり、……同時にまた、それは、いわば常に生成過程にあって、けつして実現されることのない一つの主義 doctrine または一つの精神《esprit》である⁽³⁴⁾」と述べて、共和国の語義に政体としての共和政と、イデオロギーとしての共和主義との二面性がある点を指摘している。そして、本節の始めに引用した文中において、ジュリヤールが「左翼の重大な思想上の転換」を構成する五つの要因を一括し、これを「社会主義から共和国へ…」と表現した場合、そこでの共和国の語が後者、すなわち、イデオロギーとしての共和主義の意に用いられていることは、いうまでもあるまい。

さて、一九八四年七月におけるファビウス内閣の成立を決定的契機として社会主義を放棄した社会党が、同党のイデオロギー的空白を埋め合わせるための手段として、人権の理念を回收しようとしたことは前述のとおりであるが、その社会党が人権の理念と共に、中道化を思想的に正当化する、もう一つのイデオロギーとして共和主義に依拠しうとする動向をみせ始めたのも、やはり、この一九八四年末以降のことであったといえよう。この点でまず注目されるのは、この年の十二月一五、一六の両日にわたって開催された社会党の全国大会である。この大会の主たる目的は、一九八六年に迫った国民議会選挙に備えて、大転換後の社会党に要請される新たな基本方針を確立するところにあつ

たが、この大会に提案されたのは、フランスの経済と社会の再構築 *restructuration* を意味する、いわゆる「近代化」《modernisation》のそれであった。⁽³⁶⁾ そして、この「近代化」路線は、大会においてファビウス（首相）やロカール（農相）、さらにはジョスパ・Lionel Jospin（党第一書記）といった党的指導者たちによって無条件に支持され、大会は、最後にファビウスが「……近代化は、フランスにとって一つの選択ではなく、義務である」とことを確認し、これを自由・平等・連帯の精神に則って遂行する旨の決意を披瀝して、その幕を閉じたのである。⁽³⁷⁾

しかし、ここで注意しなければならないのは、この大会で採択された社会党の新たな基本方針＝近代化が、けつして大会参加者の全面的な支持によって承認されてはいないとするポルテリの指摘である。すなわち、かれによれば「かりに社会党の幹部党員が、嫌々ながら（失業を増大せしめる再構築を伴なう）新しい経済・産業政策を受容したとしても、かれらは、それを社会理論とする」とには拒否反応を示した⁽³⁸⁾（括弧内——原文）とされ、また、別のこところでも、かれは「……歴史上の社会主義に忠実な社会党の幹部たちは、かれらにとって緊縮がなお、社会主義の真の政策に復帰するまでの一時的な挿入句 *parenthèse* に過ぎず、近代化もまた、それが技術上の要請であり、社会の選択を意味するものではないとして、その承認を留保した」⁽³⁹⁾（傍点——原文二重括弧）と述べている。もし、そうであつたとするならば、これもポルテリが指摘したとおり、この大会に提唱された「近代化」は、社会党にとって一九八六年国民議会選挙のための軸とはなりえず、この意味において、大会は「半ば失敗」に終わったといわざるをえない。

それでは、こうした事態は、国家元首であるミッテラン大統領の立場からして、どのように受け止められたのであろうか。この点について、まず想起されるのは、ミッテランによる一九八三年九月一五日のテレビ発言である。それは、直接には一九八四年度予算案への支持を国民に訴えたものであったが、前節でも述べたとおり、かれは、そこで

一九八一年以降における社会党の大転換を正当化すると共に、階級闘争の放棄と「国家再興のためのフランス人の連合unionあるいは結集rassemblementを実現する」⁽⁴⁰⁾との必要性を説いたのである。しかし、それにもかかわらず、かれの発言では、こうした国民的結集の核となるべき基本理念について、何ら触れられていないのであり、それゆえにこそ、一九八四年の社会党大会に提案された「近代化」には、ミッテランによつて、社会党の国民議会選挙に向けての選挙スローガンを超えた、新たな国民的結集の核となりうる理念としての意味づけがなされ、かれは、それが大会において積極的に支持されることを期待していたのではなかろうか。さらに、あえて推測するならば、先にも述べたとおり、ミッテランは、社会党大会が「半ば失敗」に終わり、かれの期待に反する結果をもたらしたところから、近代化に代わりうる、あるいは少なくとも近代化を補完しうる、何らかの国民的結集のための基本理念を、他に求めらる必要に迫られたのではなかろうか。一九八五年一月一日の遊説先レンヌにおけるミッテランの演説は、こうした観点からすれば、その政治的意味合いを容易に理解しうるであろう。

論
国民議会選挙を翌年三月に控えた、この演説において、ミッテランは、インフレの沈静化傾向、対外貿易赤字の減少といつた諸事実をあげ、フランスの経済情勢が徐々に好転しつつある点を強調して、「……われわれが選択した道から離れる理由は何もない。なぜなら、われわれは、それがフランスの利益であると確信するからである」⁽⁴¹⁾と述べ、いじでもフランス人の結集を訴えたのであるが、この演説内容に関して、とりわけ注目したいのは、以下に引用するポルテリの指摘、すなわち「一九八五年一月一日、フランス・ミッテランは、かれのレンヌ演説において、…中略…共和派の結集《rassemblement républicain》を大統領の新しいライトモチーフとした。それは、古典的諸テーマ——祖国・歴史・国民の一体性unité nationale・分裂とイデオロギー的熱狂《passions idéologiques》の否認——と共和国の本質的諸価値《valeurs essentielles》への復帰に力点を置き、(極右における)共和的諸理念《idéaux ré-

publicains》を拒否する人びとをすべて除外し、左翼共和派《républicains de gauche》の側に立ち戻ることが可能な右翼共和派《républicains de droite》に、「あらかじめ手を差しのくようとするものである」⁽⁴²⁾（「重括弧・括弧内——原文、傍点——引用者）といふのが、それである。つまり、レジドポルテリは、「近代化」に代えて、新たに「共和派の結集」をライトモチーフとしたミッテランの政治的意図が、共和国の本質的諸価値、すなわち共和主義の諸テーマを復活させ、これを共通項とする」とによつて、中道左派から保守・中道右派までを広く包含する新多数派、いわゆる国民連合 union nationale の形成をめざすところにあつた点を指摘しているわけである。⁽⁴³⁾

ところで、一九八五年一月にミッテラン大統領が提唱した、この「共和派の結集」は、ジュリヤールによれば、ミッテランにとって、それが共和主義の諸価値を準拠としたことにより、階級闘争のイデオロギーから国民連合のイデオロギーへの移行を容易ならしめたとされるが、それでは、なぜフランスの左翼・社会党は、ミッテランが提唱した「共和派の結集」を受容し、それまで社会的諸対立を隠蔽する、ブルジョア的欺瞞として告発してきた国民連合のイデオロギーを復権せしめるに至つたのか、こうした結果をもたらした条件は何か、が問われなければならないだろう。この問題について、ジュリヤールは、その現実的条件が一九八一年における政権交代と、社会党政権の成立にあり、その結果として、社会党の大統領制への加担が決定的となり、また、政権掌握後の社会党が社会的闘争の正当性に対して、国民の一体性と国家的利益の観念を優先せしめるをえなくなつた点を指摘する。⁽⁴⁴⁾ そして、こうした社会党の変容は、かれによれば、他方における共産党の凋落、マルクス主義文化の消滅化傾向といった事態の推移と相俟つて、フランス人相互の間に、第一次世界大戦当時の神聖連合 Union sacrée を例外とすれば、かつてみられなかつた程のコンセンサス——政治制度、経済、社会体制の全般にわたる合意——と、それにもとづく平和状態をもたらし、さらに、そこでの「人びとの心の鎮静化 pacification des esprits 」⁽⁴⁵⁾ …中略…政治に対するかなりの無関心か、それと

も、政治の特性と、その影響力への価値評価の低落があつて、はじめて可能であつた⁽⁴⁶⁾」とされるのである。

しかし、ここでジュリヤールが指摘する状況、それは繰り返すまでもなく、政治的無関心と政治価値の低落によって醸しだされる人心の鎮静化であるが、こうした状況は、無気力で曖昧模糊とした中道政治を再生せしめる政治的・精神的土壤とはなりえても、ミッテランが期待した「共和派の結集」を実現しうる、積極的な思想的契機としての共和主義を蘇らせる条件とはなりえないだろう。それゆえ、かりに、これを他に求めるとするならば、おそらく、それは、現社会党PSの前身である旧社会党SFIOが結成された一九〇五年以降、あるいは、それ以前からフランスの社会主義を歴史的に制約してきた、フランス革命以来の共和主義の伝統といったものではなかろうか。この点については、ジュリヤール自身、同じ論文の別のところで「……エピネーの党（社会党）は、その根強い傾向からして革命的でもなければ、社会＝民主主義的でもなかつた。その幹部党员、党活動家たちは中小ブルジョアジーに属しており、かれらは、ジャコバン主義に自己の姿を重ね合わせていたのである。したがつて、（一九八一年に）政権の座に到達したのは、労働の世界を新しく表現する人びとではなく、社会主義の仮面の下での年老いた共和主義の党 parti républicain、変わらざる共和党の突出した一翼をなすものであつた」⁽⁴⁷⁾（傍点・括弧内——引用者）と述べ、また、これは旧社会党についてであるが、先にあげたポルテリも、旧社会党の特徴⁽⁴⁸⁾の一つに共和主義の伝統がある点を指摘して、「第一次世界大戦に至るまで、フランスの社会主義運動は、共和主義の家系の一分枝に過ぎなかつた。その運動は、みずからのエリートのみならず、イデオロギーの本質までも、この家系から汲み上げ、この家系を土台として、その（共和主義政党との）連立政策 politique d'alliance を樹立した」⁽⁴⁹⁾（括弧内——引用者）と述べている。

つまり、右に引用したジュリヤールとポルテリの所説は、共にフランスの社会主義、あるいは新旧の両社会党が、

これまで一貫して共和主義の伝統、その端緒は、ジュリヤールが指摘していたとおり、フランス革命当時、パリのサン＝キュロット層に支持されたジャコバン派の共和主義⁽⁵⁰⁾にあったのであるが、この共和主義の伝統によって刻印されていることを認めており、基本的には、それがあることによつて、社会党は、ミッテランが新たに提唱した「共和派の結集」を受容し、これに同調することができたのであろう。⁽⁵¹⁾しかし、それにもかかわらず、実際には、これもジュリヤールの指摘にあつたとおり、中道化した社会党政権下に瀰漫する政治的無関心と政治価値の低落、その結果としての人心の鎮静化といった状況下にあって、はたして共和主義、それもフランス革命を起源とするジャコバン的共和主義といったものによつて、ミッテランが期待する「共和派の結集」と、それにもどづく新たな国民連合の形成は可能であろうか。さらにいえば、共和主義は、ゴーリスクとコミュニズムが事実上、消滅ないしは凋落して以後のフランス人に、その国民的一体性＝同一性を喚起するための basic concept として作動することが可能であろうか。それらは、はなはだ疑問であるといわざるをえない。そこで以下のところでは、こうした問題を解明するための一環として、ミッテランと、かれの社会党が共和主義へ回帰しようとしたことの意味と、その問題点について考えてみることにする。

まず、ジャコバン的共和主義の起源とされるフランス革命について、これは、フュレが「統一されたフランス…」に述べていることであるが、それによれば、大革命のイメージは、国民 nation のイメージと同じく、これまで長期にわたり、フランス人が相互に対立し、衝突を繰り返しながらも、かれらに強固な政治的同一性を保たしめる役割をはたしてきたことは事実である。しかし、それにもまして重要なことは、一八世紀末の大きいなる断絶＝フランス革命にまつわる、さまざまの伝統、記憶、争点のすべてが宗教的信念の非妥協性に覆われていた点にあり、そこでは、カトリシズムは旧体制の偉大な敗者の一つとされ、大革命すらも、それなりに一つの宗教となつていていた。ところが最近、二〇年ばかりの間に、われわれは、大革命の観念に底流する国家のジャコバン的觀念と、学校問題を中心とするカト

リックと非カトリック laiques 間の紛争が、同時に姿を消したのを日撃したところである。フュレは、あらまし以上のように述べて⁽⁵²⁾、フランスでは今後、もはやいかなる社会的・政治的構造の急激な変動も生じないと予測する性急な判断を留保しながらも、なお、次のように述べている。すなわち、「……確かなことは、フランス革命という歴史上の大事件にまつわる、さまざまな国家観、さまざま意見の対立が今後、急速に消滅するということである。当節、すべてのフランス人は、その行政権が旧体制と大革命とを両立させる一つの憲法を祝福し、また、右翼も左翼も一致して一九世紀の、いや四半世紀前までの…中略…いかなる共和主義者にとっても、おそらく奇怪な異端であるとしか思われなかつたような憲法院を探り入れた。さらに、かれらは、学校教育の問題をめぐる論争にも終止符を打ち、カトリック教会が共和国と両立しえないものとは、もはや考えていないのである」⁽⁵³⁾。

さて、ここで述べられたフュレの所説が、フランス政治の中道化過程を概観した前節での記述からして、異論を挟む余地のないものであるとするならば、かれが指摘した、こうした状況下にあって、中道化したフランスの社会党が志向する共和主義への回帰は、それが直接、フランス革命を起源とするジャコバン的共和主義といったものである限り、その政治的意図は達成されえないだろうし、この点は、「共和派の結集」を提唱したミッテランとしても、また、これを受容した社会党にとっても、おそらく自明のこととして理解されていたのではなかろうか。それでは、ミッテランと、かれの社会党が、それへの回帰を志向した共和主義とは、どのような共和主義であったのか、どこにそれを求めればよいのだろうか。あるいは、それは、ミッテランを大統領の座に押し上げた、その制度的前提としての第五共和制憲法、それも一九六二年の改憲国民投票によって成立した、半大統領制的共和主義憲法への積極的支持を意味するものであつたかも知れない。しかし、そうした推測が非現実的であることは、たとえば、一九六四年に出版された『永続するクーデタ』⁽⁵⁴⁾ の著者が、他ならぬミッテラン自身であつた事実を想起すれば十分であり、この点、フュレ

の「共和主義的とは、何を意味するのか?…中略…社会主義者たちは、この共和主義の語が現在の政治制度に対する、かれらの同意を意味するものとはしたくなかった。かれらは、それへの同意が自らにとつて有利に作用していることは認めるけれども、かれらにとつて現在の政治制度は、これに加担するか、それとも、これを否認するかの対象に過ぎないのであって、けっして、かれらが積極的に愛好するものではない」⁽⁵⁶⁾とする指摘に俟つまでもあるまい。

むしろ、ここでは、フュレが右の引用箇所に続けて述べているところの、「かれら（社会主義者たち）が念頭にしていたのは、共和国の英雄時代である。それは、一八七〇年から一九〇〇年にかけて王党的・カトリック的右翼に反対し、人権と一七八九年の諸原則の名において共和国の基礎固めがなされた時代、革命的伝統の穏和化された継承を意味する時代である」⁽⁵⁷⁾（傍点、括弧内——引用者）とする指摘に注目すべきであろう。たしかに、眼前に展開されるフランス政治が、フュレのいわゆる演劇的意味を喪失し、普通選挙によつて選出される共和的君主⁽⁵⁸⁾大統領が、政治的に表現されることの困難な中道に位置する一般世論と、わずかに世論調査を通じてのみ対話しうるといった政治状況下にあつて、多数のフランス人、とりわけ、そこでの政治階級がある種の政治的疎外感、あるいは憂うつ感に捕えられ、そこから、かれらが何らかの歴史上の偉大な時代を回顧し、それへの回帰によつて現状からの心理的脱出を図ろうとしたこと、そして、それが具体的には、フュレの右の指摘にあるとおり、創設期における第三共和制と、それを思想的に支えた共和主義への回帰を志向する形をとつて発現したことは、容易に推察されるところである。

ところで、この第三共和制の創設期に活動した共和主義者たちについて、はじめ「……かれらは、きわめて王政的な、この共和国をそのまま受け入れ、然る後、一八七九年には、それを征服する」⁽⁵⁹⁾。次いで、かれらは、一八八〇年から一八八四年までの間に、（学校教育の）非宗教化のための諸法律の制定、憲法の（共和主義的）改正⁽⁶⁰⁾、市町村・結社・出版に関する諸自由の法制化といった一連の偉大な諸施策によつて、この共和国を真に共和的なものとした⁽⁶¹⁾。

(括弧内——引用者)と述べてゐるのは、前掲『……共和主義の理念』の著者ニコンであるが、かれは、わざに続けて、誤つて「日和見主義者」と名付けられた、これら共和主義者たちは、それにもかかわらず、政治に内在する論理的・哲学的・道徳的意味についての高度な理念の持主であり、それゆえに、かれらの活動には、ただ単に一つの綱領 une doctrine だけではなく、一つの哲学があつたと述べ、これら共和主義者たちの活動を高く評価する。そして、ニコンがにこでいうところの哲学とは、かれによれば、かのオーギュスト・コントの実証主義哲学のことであり、かれらの共和主義は、この実証主義に裏打ちされることによつて哲学的意味を帯びるものとなつた、とされるのである。

しかし、それはさておき、第三共和制の創設期にあつて、この共和主義、それはまた、フュレによつても「……穏やかではあるが野心的な正真正銘の綱領、すなわち、諸個人の学校教育による陶冶と市民の道徳的厳格さによつて、進歩の科学としての歴史のヴィジョンと、人間自由の倫理的要請とを両立させようとする、人民主権の哲学である」とされているが、この共和主義に支えられるによつて、当時の共和主義者たちが、たとえばブーランジスム運動、ドレフュス事件といった体制的危機を乗り越えて第三共和制の確立に貢献し、「……革命後のフランスに生育可能な民主主義的総合 synthèse démocratique への道を切り開いた……」歴史的功績は大であり、それゆえにこそ、この共和主義が、第五共和制下にあつて社会主義を放棄し、中道化したフランス左翼・社会党の、少なくともその一部に作用して、なお何らかの誘引力を發揮したことは、大いにあります。

しかし、それにもかかわらず、フュレが名付けた「共和国の英雄時代」、それはまた、いうまでもなく「ガンベッタリジユール・フェリの時代」⁽⁶⁵⁾ époque Gambetta-Jules Ferry でもあるが、この時代から約百年を経過した一九八〇年代のフランスにあつて、学校教育の問題一つをとりあげてみても、かつてジエール・フェリが推進した初等・中等学校における共和主義的教育が多くのフランス人にとって、国家主導の権威主義的国民教育を意味する以外の何物

でもないことは、前節に述べたところの、私学規制法が流産に終わった経過からしても明らかであろう。⁽⁶⁶⁾ そこでは「……もはや科学と宗教は、かれらにとって、政治生活における相対立する「一つの極とはみなされていない」⁽⁶⁷⁾ のである。「消え去った世界から、われわれを隔てる溝」⁽⁶⁸⁾ は、あまりにも深く、共和主義の哲学といえども、その歴史的制約・被拘束性から免れ難い一つのイデオロギーであることに変わりはない。この点、「……十九世紀末における共和主義的総合 synthèse républicaine は、国際競争から保護された国内価格によって保証された、経済の停滞的、ヴィジョンに基礎をおくものであった。つまり、それは、この限りにおいて、百年後の今日における時代の精神とは遠くかけ離れたものである」⁽⁶⁹⁾ とするフュレの指摘は、中小ブルジョア・自営農民層に支持された、この時代の共和主義のイデオロギー性を端的に示したものといえよう。

さて、ここで共和主義のイデオロギー性に関するフュレの所説は一先ず措き、本稿の始めに触れたロザンヴァロンによれば、かれもまた、市民社会と政治空間との乖離を論じた前掲論文「代表の危機」において、中道化したフランス左翼・社会党の共和主義への回帰を批判し、「伝統的な社会主義イデオロギーの枯渇が、ある種の中途半端な共和主義を甦らせ、人びとは、それをもつて近代民主主義の究極の真理が確立されたかのように振舞っている。…中略…人びとは、フランスの政治空間を形成するのに、今なお人権宣言だけで十分だと信ずるふりをし、一七八九年の諸価値が国有化や計画化にとって代わり、左翼に再び強固なアイデンティティを与えるだろうと考える。人びとはまた、旧体制と大革命との対立、その後は、共和制と君主制との対立が、それだけで政治闘争に意味を付与した単純で分かり易い時代への復帰を、ほとんど夢みている」と述べている。しかし、こうした人びとの夢——それはまた、いうまでもなく「共和派の結集」を訴えたミッテラン自身の夢でもあった——が文字通り白昼夢に終わったことは、前節に述べた一九八六年と一九八八年の二度にわたる国民議会選挙の結果からして、当然の帰結であつたといわなければな

らない。さらに、ロザンヴァロンによれば、「われわれは、これまで、あまりにも多くのユートピアに養われ、また、あまりにも多くのイリュージョンに育まってきた。しかし、それが突然、われわれの政治的記憶の最小限度の共通点への贊美に切り替えられたのである。だが、この共和主義への準拠が効果のないものであることは、人びとが具体的な領域に向かえれば直ちに、それを思い知らされるであろう。…中略…むしろ、それは逆に、われわれを、しばしば現実を真に把握することのない、ありきたりの一般論へ連れ戻す⁽⁷¹⁾」結果をもたらすだけであり、それゆえ、ロザンヴァロンにとって、共和主義への準拠は、ただ単に共和主義への復帰 repli を意味するのではなく、それへの思想的退行 regression を示すものに他ならない。

それでは、先に述べたとおり、創設期における第二共和制への郷愁が、フランスの社会主義者たちの共和主義への回帰を促したとするフュレにとって、この共和主義への回帰は、どのように受け止められたのであろうか。これについて、フュレもまた、ロザンヴァロンとは別の意味においてはあるが、かれと同様、きわめて手厳しい評価を下している。すなわち、「前世紀末の共和的市民性に投錨地を見いだそうとする試みは、生きている伝統との再会というより、消え失せた一つのフランスへの絶望的な人工呼吸といった性質を帶びてゐる。今日、国民は、第三共和制の基盤となつていた農村の小名望家層にみられる活動的な民主主義とは、もはや全く無関係である⁽⁷²⁾」。それゆえ、現在のフランスに、かりに共和主義的合意らしきものがみられるとしても、それは、フュレによれば、「……権力によつて活氣づけられた市民的努力の所産ではなく、もはや国家からは、自らの諸権利の保証と福祉への参加以外に、期待する何物も持たない社会における最小限度の政治的合意……」⁽⁷³⁾を意味するに過ぎない、とされているのである。

このように、共和主義への回帰に対するロザンヴァロンやフュレの批判は、きわめて辛辣である。しかしながら、いうまでもなく、かれらの批判は、いざれも近代民主主義国家の制度的枠組に内在し、それを支える思想的契機ある

こは、その基本理念の共和主義を自体に対する批判を意味するのではない。この点、リコルが、かれの『論理書』に指摘している所によると、これが批評せ、あくまでも共和主義を前提として、その枠内において、これをいかに解釈し interpréter せた、これがいかに実現すべき accomplishment か、といった観点からの批判であったことを最後に付記しておいた。⁽¹⁴⁾

[注]

- (一) H. Portelli, *Le Parti socialiste*, Montchrestien, 1992. p.122.
かれはあた、「一九七八年の大統領選挙に冉選をなして立候補した」。シテーの選挙綱領「すべてのフランス人の書簡」『Lettre à tous les Français』にて、「このための大統領選挙は、実のところ一九八四年から一九八六年にかけてローラン・ベレゴボワール・ブルガッセ、P. Bérégovoy が実行した政策をもつて継続され、とりわけ一九八〇年代において左右両翼間に展開された大論争の凍結を推進したのに他ならない」(ibid., p.123.) と述べられており、この書簡の趣旨について述べる。
 - cf. *L'Année politique économique et sociale en France 1988*, Éd du Moniteur, 1989. pp.44~45.
 - (二) J. Julliard, *La Course au Centre*, dans F. Furet et al., *La République du Centre, La fin de l'exception française*, Calmann-Lévy, 1988. p.96.
 - (三) F. Furet, *La France unie...*, dans F. Furet et al., op. cit., p.58.
 - (4) 藤本信『兼じ國々の歴史——現代史の裏面』(和波書店) 一九九五年) 111—118ページ参照。
 - (5) cf. J. Julliard, *La Course au Centre*, dans F. Furet et al. op. cit., pp.96~97.
- この示威集会に示されたフランス左翼知識人の知的変貌振りを非難して、ブルガッセは次のやうに述べている。「この集会後、すべては一変した。つまり、それまで左翼知識人の多数にしてからも固定された信念があつたとすれば、それは、それなりに人権をより堅田な満足を人民に与えるのを拒否するためのカルジック的欺瞞と同じ視すべくこの信念であった…」。

(ibid., p.97.)

(6) ニの時期のフランスにおける移民労働者問題あることは、より広く人種差別問題については、次の箇所を参照されたい。

眞船重康『変貌するフランス——「シテラノからハック」』(中央公論社、一九九五年) 1100-110ページ。

(7) F. Furet, La France unie..., dans F. Furet et al., op. cit., p.58.

(8) フルの叙述は、ハーネの論述文「統一されたフランス...」における人権に関する所説に似ているが多かった。お断りせねだ。

(9) J.-P. Brunet, *Histoire du socialisme en France*, P. U. F., 1989. p.109.

この時期における社会統の問題状況について、次の箇所を参照されたい。

cf. H. Portelli, op. cit., pp.90~96. J.-P. Brunet, op. cit., pp.105~112.

(10) マルクス主義による人権批判の原点が、マルクスの論文「ダダヤ人問題によるかた」における記述について、次の箇所を参照されたい。

cf. J. Morange, *La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*, P. U. F. 1989. pp.65~67. (藤田久一・藤田ヒヤクコ一著『人権の誕生——フランス人権憲法を読む』、有斐閣、一九九〇年、九〇一九一九一八)。

論
説

(11) cf. H. Portelli, *Le Socialisme français tel qu'il est*, P. U. F., 1980. pp.150~164.
マルクスは、ニの「マドヤロヤー翁抱都依存地」が、たゞただ政治文化の貧困、組織の脆弱性といった他の諸要因と合体して、社会党のベンチキヤップとなつておらず、それが国民党をしてフランスの政治システムにねじる支配的政党たるゝことの不可能にしてくるのではないか、との疑問を呈示し、「社会統の、ハーネした弱体性が提起する根本的な問題は、その弱体性が国民党にとって克服し難い政治的争いを構成するのだから、...中盤...それから、その構造的急進主義radicalisme structurelが、こゝかは恒久的目標とされる真の社会=民主主義 véritable social-démocratie の構築に到達した結果にはむづかしく、組織化とは後者の問題性を想起させる。

(12) L'Œuvre de Léon Blum, IV-2. Albin Michel, 1965. pp.503~504.

(13) F. Furet, La France unie..., dans F. Furet et al., op. cit., p.59.

(14) 一七九三年憲法および、これと一体をなす人権宣言が人民投票によって可決され、成立したが、施行されるには至らなかつたことは周知のとおりである。この人権宣言によれば、平等は、その第一條において、消滅することのない自然権として認められ、しかも、それ以外の自然権、すなわち自由・安全・所有に先立つものとして規定されており、この点で一七八九年の人権宣言とはあわめて対照的である。

(15) F. Furet, *La France unie...*, dans F. Furet et al., *op. cit.*, p.59.

フュレはまた、これと同様の趣旨で、次のように述べている。「人権の重要性は、実のところ、わが国では、共産主義ヨーロッパの反体制派によって口程にのぼされたのであり、国民戦線FNに反対して……アラブ系一世《beurs》、SOS人種差別《SOS racisme》の運動と、彼らには民主主義の全体に活気を与えた。しかし、それは、共和国政府に対する社会的一般的要請として感知され、そこでは失業者も、経済情勢に起因する危機の犠牲者ではなく、それ以上に、かれの人権に配慮して、それに相応しくない道徳的不正の犠牲者とされたのである」。(ibid., pp.59~60)

(16) ibid., p.60.

(17) ibid., pp.60~61.

(18) cf., ibid., pp.61~62.

(19) ibid., p.62.

(20) これに関連して注目されるのは、フランスの現行憲法第五六条にもとづいて設置され、その第六一条によって違憲立法審査権を与えられた憲法院の判決に一九七〇年代以降、著しい変化がみられる点である。そもそも本憲法の制定者にとって、憲法院による違憲立法審査制の趣旨は、第三・第四共和制下に、その行き過ぎが批判された議会万能主義を精算するため、新たに強力な権限を付与された大統領を中心とする統治機構を確立し、そこでの議会の権限、就中、その立法機能を憲法において厳格に枠づけるといふにあり、実際にも、この制度は、そのような趣旨に沿って運用されていた。ところが憲法院は、画期的とされる一九七一年七月一六日の判決および、それ以後の諸判決において、一九五八年憲法前文を手がかりとして憲法学者のいわゆる「憲法ブロック」を構成し、これを違憲立法審査の基準とすることによって、この制度の役割を議会の立法活動に対する監視機能から、国家権力に対する人権保障機能へと大きく転換させるに至った。その詳細については、次の箇所を参照のこと。

深瀬忠一「フランスの憲法審査院——その性格と実績——」(『シマリスト』第1回回取) 11回—1回〇ページ、辻村みよ

子「「フランス革命」100年と憲法学」(『シマリスト』第八八四号) 九八—105ページ、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』(創文社、一九七〇年) 七七—101ページ。

なお、フュンム、の点に言及して「フランス革命以来、フランス人は、法律に対して個人の諸権利の実現の範囲、限界、条件を定めるところの使命を負ってきた。今日では逆に、これらの諸権利は法律に優先するものとして示される。あるいは憲法院は、これらの諸権利の名において、国民代表によって採択された法律を否定することが可能になつた」(ibid., p.61.) と述べ、その結果、フランスの公共生活の中心を国家の掌握という革命的目標におけるではなく、抽象的諸原則と実定法との隔たりを、実定法を抽象的諸原則によつて一致させるため、これを修正するこれが問題とされるに至つたとして、その意義に注目している。

(21) cf., *L'Œuvre de Léon Blum*, op. cit., p.501.

(22) ibid., p.501.

(23) ibid., P.502.

(24) F. Furet, La France unie..., dans F. Furet et al., op. cit., pp.62~63.

論

なお、いわば関連して、ロキンガムハムは異なる文脈においても、同様の趣旨のことを次のように述べる。「ハッハムにおかげ社会主義理念の感覚は、われらがわん人権の擁護というテーマへの傾向は、民主主義の発展とこの長い歴史の中でそれを脱離すれば、積極的な運動として評価されうるであつた。しかし、いくつかの要因が最近数年間の進化を、いのちに樂観的に考へることを妨げてゐる。つまり、ある一つの政策を人権のみによって基礎づけるという主張には、おもむろで多大の無邪氣さがみられる。民主主義社会の将来を、ただ個人の自立と、差異の尊重という観点からのみ考慮するには、実際には不可能であり、集団 collectif の問題は、やはり排除でなければ問題である。……個人と集団との間の緊張は、私的領域の不断的拡大と、公共の福祉、一般利益の定義に残された願望との間に引き裂かれた近代社会の基本的構成要素である」(傍註——引用者)。(P. Rosanvallon, Malaise dans la représentation, dans F. Furet et al., op. cit., pp.145~146.)

(25) 四体制のハーバード国家構造論をめぐる「社团」性について、柴田三千雄『フランス革命』(岩波書店、一九八九年、

フランスの中道政治と民主主義(二)

- 岩波ヤマーナーブックス) 大木一七一マーシ参照。
- (26) フランス革命を典型とする近代市民革命における主権と人権との論理的相互連関と緊張の関係については、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、一九九四年) 五七一四九ページ、101-1011ページ参照。
- (27)(28) *L'Œuvre de Léon Blum*, op. cit., p.499.
- (29) ibid., pp.499-500.
- (30) F. Furet, La France unie..., dans F. Furet et al., op. cit., p.63.
- (31) フランスの「自由や平等、かつ平等な人間の共同体」が成立した時期について全く觸及していないが、フランスにおいては、ほぼ第一共和制以降、徐々に普通選挙制が定着し、また、第二共和制下に出版自由法(一八八一年)、義務教育法(一八八一年)、労働組合法(一八八四年)などが制定され、ついに一九〇一年、結社法の制定に至る時期といいかえれば、第三共和制が議会共和制として確立した一八八〇年代から今世紀初頭にかけての時期が、それに該当すると言えよう。
- (32) F. Furet, La France unie..., dans F. Furet et al., op. cit., p.63.
- (33) リード・ランが提起した問題、それが、こねば現代複合国家 État-providence における集権的国家権力の拡張と、孤立した個人のそれへの依存傾向の増大の問題であるが、それが始源的には、ブルムが指摘したフランス革命と、その人の人権論によって定位された国家対個人、主権対人権の「極構造および両者間の相互連関と緊張の関係に由来する」ことは、すでに述べたといふから明らかである。最近のフランスにおいて、いわした「極構造」と、それによる「ヘルソー=ジャコバン的国家像に変容を迫るこゝつかの傾向がみられる点についても、次の箇所を参照されたい。
- 前掲、樋口『近代国民国家の憲法構造』五四一五七ページ、同『自由の国家』(岩波書店、一九八九年) 111大-1回目ページ。
- (34) C. Nicolet, *L'idée républicaine en France (1789-1924)*, Gallimard, Ouvrage reproduit 1995. p.30.
- (35) J. Julliard, La Course au Centre, dans F. Furet et al., op. cit., p.96.
- (36) 以上の提案資料の性格にあたいた経済学的のペトローネ=カーン D. Strauss-Kahn もまだ、むかば、協議的 concertation によるところにフランスに必要とされる経済と社会の近代化を推進するための、こねば自由主義とかじとの国家主義 vieil étatisme の中間の道を尋ねるのよおむねてこむ。

cf. H. Portelli, *La politique en France sous la Ve République*, Grasset, 1987. p.269.

(37) ふたて「一方で国民一一の社公銀全国大会はへこたせ、元田文の領を次に箇所を参照ねだる。

cf. *L'Année politique économique et sociale en France 1984*, 1985. p.86.

(38) H. Portelli, *Le Parti socialiste*, op. cit., p.118.

(39) H. Portelli, *La politique en France...*, op. cit., p.269.

(40) L'Année politique... 1983, 1984. p.66.

(41) L'Année politique... 1985, 1986. p.27.

(42) H. Portelli, *La politique en France...*, op. cit., pp.269~270.

(43) ポルトリエ、右の元田文は続かれて「田懸かねがたのは、右翼と共存する《cohabiter》あるたぬに準備し、右翼に向けて架橋を図る大統領も、正統の近江出いわゆる左翼を扶助する選舉人を最大限、結集しよへんとする社会説の間に労業関係を成立せねりあつた」(元田文括弧――原文、傍註――元田文) (ibid., p.270.) ふたてこれ。ソシド正統からわねぬのが共和國の本質的諸価値、あたね、イデオロギーとしての共和主義であるむぎ、ふたてぬのは。

論

(44) cf. J. Julliard, *La Course au Centre*, dans F. Furet et al., op. cit., p.105.

(45) 「一方で国民べ重田、銀」大統領トトカノが國体は廃した教書中に用いた語である、最略者は放つて全トトカノ人の総集を語れたものである。書のカヤカヤマー、首裡せ、の語えじせじて举国一致内閣を結成した。

(46) J. Julliard, *La Course au Centre*, dans F. Furet et al., op. cit., p.106.

(47) ibid., pp.85~86.

(48) ポルトリエが田舎銀の第一〇の特徴をあげたのは、第一は党的構造的弱体性、第二は党的社会=民主主義モデルの不成功、第三は党的共和主義的正統、第四は正統である。

cf. H. Portelli, *Le Parti socialiste*, op. cit., pp.11~28.

(49) ibid., p.23.

かねせがた、の元田文の少し後のところ、いわゆる「第一」次世界大戦以前はおいて、社会主義左翼の社会的

フランスの中道政治と民主主義(二)

諸要求が控えたのは、この共和制の擁護が第一の目的であり、反革命と、その推定上の代理人（王党派、教会、参謀本部）が資本主義に優先して主たる敵とされたからである」（傍点——引田者）。（ibid., pp.23~24）

(5) ある『政治思想辞典』*Dictionnaire de la Pensée politique, Hommes et Idées*, Hatier, 1989.によれば、はじめ王政、後には帝政に対し神話化された共和政を擁護し、正当化するためのイデオロギーとして共和主義が形成されたのは古代ローマの時代であるが、その後、中世キリスト教王国に約一千年にわたる中断の後、イデオロギーとしての共和主義が復活するのは、ルネッサンスの到来と共に北部イタリアの諸都市共和国、とりわけフィレンツェにおいてであった。その場合、そこでの共和主義をめぐる諸理論は、およそ相互補完的な二つのアプローチ、すなわち、道徳論的アプローチと制度論的アプローチとの二種に大別され、前者が、共和政に緊張と活力を与えることが期待される市民の徳性——愛国心と公共精神——を強調したのに対して、後者は、賢明な政治制度を考案することによって、共和政に調和と安定をもたらし、市民に自由を確保しようとするものであった。そして、この後者、共和主義の制度論的アプローチが一七世紀、イギリス革命期におけるハーリントンの共和主義思想に継承され、それがアメリカ独立革命に際して、アメリカ建国の指導者たちに多大の影響を与えたこと、容易に推察されるところである。その前者、共和主義の道徳論的アプローチについては、それがマキアヴェリに顯著にみられることはいうまでもなく、また、かれの共和主義思想は、後になってルソーが「マキアヴェリは、君主に教訓を与えるとみせかけて、人民に偉大な教訓を与えた。かれの『君主論』は、共和主義者の教科書である」（『社会契約論』第二篇、第六章）と述べ、これを高く評価したことも、よく知られる事実である。そして、この「……極めて悲觀論的であり、かつ、おいに古典古代的な最後の共和主義者」（*Dictionnaire de la Pensée politique, op. cit.*, p.665.）とされるルソーが、その人民主権と一般意思論によつて、フランスに最初の共和制を樹立した革命の指導者たち、とりわけログスピエール、サン＝ジュストといったジャコバン派の指導者たちに、かれを師と仰がせるほどの強烈な思想的インパクトを与えたことは、たとえばログスピエールの次の言葉からも明らかである。「不道徳は專制政治の基礎である。共和主義の真髓は德である。革命は、犯罪の体制から正義の体制への推移である」（傍点——引用者、J・M・トムソン『ログスピエールとフランス革命』、岩波新書版、一四八ページ）。ジャコバン派の共和主義は、以上に述べた思想的系譜の下に形成されたものである。

なお、ルソーがフランス革命当時の共和主義者に与えた影響について、前掲『政治思想辞典』には次のように述べられて

こと。「十八世紀末、フランスの共和主義者たちは、ルソーの影響下にセラリスト的基調を身につけていた。ローマ人とみずからを比較し、祖国に対する徳と献身の価値を再び取り戻したロベスピエールやサン=シモン＝ペテルヌーは、自由は個人主義に向かうよりむしろ、共同体生活に向かう」といふて、より積極的なものになつた」。(Dictionnaire de la Pensée politique, op. cit., p.666.)

(51) ハンスの社会主義者は、みずからがフランス革命の共和主義を継承するものであると考え、共和主義と社会主義との間に連続性を認めじたとする見解は、たゞれば、社会史家のE・ラブルースがハンスの『フランス革命の社会主義的歴史』のために書いた序文中に、次のよう�述べられてゐる。「……ハンスは、かれの統一された社会党は、共和国をすべての民主主義者の共有財産と見做してゐる。共和国は、それが保持され、発展したことによって社会主義への道を切り開いたのである。社会主義は、共和主義が發展したいもの論理的帰結であつて、経験がその論理を確証するの上に付せられたのである」。(J. Jaurès, *L'Histoire socialiste de la Révolution française*, Préface de Ernest Labrousse, Éditions sociales, 1969. p.11.)

また、ローヌの『漫録』によると、ハンスの『フランス革命の社会主義的歴史』にみられる、社会主義の立場からの共和主義批判が、基本的には共和主義の容認を前提としており、したがつて、かれの社会主義は、こねば共和主義の完成態むしり、その延長線上に位置づけられた点を指摘して、次のように述べてゐる。「われ（ハンス『……社会主義的歴史』）は、社会主義によつてのハンス革命史である。しかし、本書はあたゞ、……ストのことを確認する。わなわな、一七八九年以来、繰り広げられた諸自由、諸制度、イデオロギーは、全体として共和国を構成するが、あら意味では、それらはずでに社会主義を、少なくともその萌芽を内包してゐたのであり、したがつて、社会主義は、この中にかづるジニア共和国を乗り越えなければならぬとしたる、れども、じの共和国を完成するにはもつてゐ、むづかしいとを確認する」（傍線——原文イタリック、傍注・括弧内——元用意）。

(52) cf. F. Furet, La France unie..., dans Furet et al., op. cit., p.53.

(53) ibid., pp.53~54.

ハーネザムだ、別のふじへど、いつたハンスの政治的変貌が、いわおでフランスを例外的なものとしてめた政治的演劇の幕を閉じ、通常の民主主義諸国に共通する法 droit commun の上に立ち戻つたことを意味するに運んだこの一転

樂観的な見方もあるが、次のように述べてゐる。「フランスは、他の諸国と同様に、遂に人民意思の絶大な力を合法的に régulièrement 選出される諸制度の内部に制御し、その力を強力な行政権と両立しうるものとする」と成功した。フランスは、他のヨーロッパ諸国と同じ政治的様相を呈しており、これら諸国と同じ政治的課題——教育制度、財政改革、個人の安全、農産物価格、社会的支出——の解決を迫られている。フランスの市民は、國富の配分をめぐって論議し、国民の歴史的遺産については、もはや論議していない。フランスの政治は、その革命的争点と共に、その演劇的意味 dimension théâtrale を喪失してしまったのである」。(ibid., p.55.)

- (54) 半大統領制 régime semi-présidentiel については、拙稿「デュヴォルジュの比例代表制論」(『中京法学』第111巻1号、一九八七年所収)ハ丸々一部、註(6)参照。

- (55) F. Mitterrand, *Le Coup d'Etat permanent*, Plon, 1964. (Julliard, 1984.)

本書が出版されたのは、著者シャルランが大統領選挙に始めて立候補する年の前年であるが、かれは、本書において、ムコール将軍がいかに周到な準備をし、大胆に政権を獲得したか、また、政権掌握後、ムコールによって制定された一九五八年憲法が、いかに大統領独自の権限を強化し、逆に議会のそれを弱体化したのかを論じ、第五共和制が権力の個人体現化どもにては個人独裁制に向かう危険性を孕むものとして、共和主義の立場から、これを激しく攻撃した。

- (56)(57) F. Furet, *La France unie...*, dans F. Furet et al., *op. cit.*, p.56.)

- (58) 共和的君主制 républicain あるいは共和的君主制については、M. Duverger, *La Monarchie républicaine*, Laffon, 1974. を参照された。

なお、本書の内容を概観したもののとして、拙稿「マーリス・デュカールジュ『共和的君主制——民主主義はいかにして自由に君主を取れるのか』」(『中京法学』第一回巻1号、一九七九年所収)がある。

- (59) 王党派の大統領マクマホン MacMahon は、一八七七年五月一六日、ジエール・シャン首相を解任した後、下院=代議院の解散を断行し、同年一〇月、下院選挙が行われたが、その結果、再び共和派が勝利を收め、次いで、一八七九年一月の上院=元老院改選においても共和派が圧勝し、上院も共和派が多数を占めるに至った。そして、この選挙の直後、マクマホンは辞職に追い込まれ、共和派のグレヴィ Grévy が大統領に就任した。これによつて、共和派は、上下両院の多数を占め、かつ、大統領職をも掌握する結果となり、第三共和制における共和派の支配が確立することになった。

(8) 憲法的法律の一部改正に際り、「一八七五年三月二日田法」第一條はみだり「一八七五年三月二日田の憲法的法律第八条二項は、既に憲法の趣意を規定せざる。《共和政体 la forme républicaine du Gouvernement は、これを修正提案の対象とすべきことがわざる。——かゝつてハノベを統治した家系に屬する者せば、共和國大統領は選出せられん」とがである」と規定せられた。

- (6) C. Nicolet, *op. cit.*, p.187.
(6) cf. *ibid.*, pp.187~188.
(6) F. Furet, *La France unie...*, dans Furet et al., *op. cit.*, p.57.
(6) ポルトリエ、社会黨の理論固有の眞理を重ねたが、その立場として正統的イデオロギーの根柢をもあわしてゐるが、それは、かれどもなぜ、共和国國家主義 étatisme républicain をおもむかせる。すなはち、「ヒューム一大公から生れた社会党は、(ロカール派の努力があつたためかなづか) ハッハーベー社会主義の国家主義は傳統 tradition étatiste に復帰し、社会改革のためのすべての政策は、國家が主導的役割をはたすべきである、と深く信じた。これがたた主張は、その大多数が行政官吏、公的ヤクターの出身である社会黨の親活動家、國家主義はふくらむべし、慣習親しんでやめたものである。国家主義的ハトキーゼ、ふねをば、社会主義的トドカラリな眞理をただ強固なものとするだけである」(訳語文——原文)。
(H. Portelli, *Le Parti socialiste*, *op. cit.*, p.95.)
(6)(8) F. Furet, *La France unie...*, dans Furet et al., *op. cit.*, p.57.
(6) *ibid.*, pp.57~58.
(7) P. Rosanvallon, *Malaise dans la représentation*, dans Furet et al., *op. cit.*, pp.140~141.
(7) *ibid.*, p.142.
(7)(8) F. Furet, *La France unie...*, dans Furet et al., *op. cit.*, p.58.
(7) cf. C. Nicolet, *op. cit.*, p.467.